

一般社団法人日本臨床整形外科学会

### 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校運動器検診について

新型コロナウイルス感染症がまだまだ収束しない中、各地で児童・生徒の定期的健康診断（学校保健安全法第 13 条第 1 項）が始まりつつあります。

地域の実情に合わせた感染症対策下に学校運動器検診も実施されると思われすが、感染を予防しつつ実効性のある運動器検診を行うために、日本臨床整形外科学会の「考え方」を以下に示します。

1. 運動器検診は内科検診とともに行われるものであり、内科検診時の感染症予防対策が基本となる。
  - (1) 児童・生徒、健康診断に関わる教職員全員及び学校医などが、事前の手洗いや咳エチケットなどを徹底する。
  - (2) 事前の体温測定及び健康状態の間診を行い、問題のないもののみ受診する。
  - (3) 部屋の適切な換気に努める。
  - (4) 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れず、1~2m の間隔を保つ。
  - (5) 全員がマスクを装着し、会話や発声を控える。
  - (6) 検査に必要な器具や手指などを適切に消毒する。
2. 運動器検診は感染予防に十分留意しつつ、省略せず確実に行う。
3. 検査項目
  - (1) 四肢の状態の検査は、「保健調査票」のチェック項目、「健康観察の気づき」及び視診などを踏まえ、必要に応じて、児童・生徒に所見のある部位に関する身体診察を実施する。
  - (2) 「脊柱の疾病及び胸郭の疾病及び異常の有無」の検査は、「保健調査票」のチェック項目の有無に関わらず、全員に身体診察を実施する。
4. 直接の接触を必要最小限とする。
  - (1) 四肢の状態の検査は視診のみで行う。
  - (2) 側弯症の検査も前屈を含めて視診で行い、疑わしい場合に触診を追加する。

5. 触診などで直接接触した場合は、必ず直後にアルコールなどで手指消毒を行う。  
必要に応じて手洗いをし、手袋の装着、アイシールド（メガネ、ゴーグルなど）あるいはフェイスシールドの装着は、学校医が必要と判断した場合に行う。
  
6. 事前に健診担当教職員と学校医が綿密に打ち合わせをすることが望ましい。
  - (1) 時間については、令和元年度に比べて時間がかかる可能性があり、1回の人数について検討が必要である。
  - (2) 関係する教職員全員と学校医が衣服の着脱を含めた検査の流れを共有する。  
動線は一方向が望ましい。窓やドアの開放に伴い、プライバシーを保護するための衝立の位置などを検討する。
  - (3) アルコールなどの準備物品を確認し、だれが準備するのかを決める。
  - (4) 「保健調査票」及び「運動器の状態に関する保健調査票」のチェック項目を、プライバシーに配慮してどのように学校医に伝えるのかを決めておく。
  - (5) 各学校において、検診時の注意事項などに関して事前に児童・生徒に適切に指導を行う。
  
7. 各地で、検診実施日におけるコロナウイルス感染の状況、各学校及び学校医の実情に合わせて、最大限の感染予防を行いつつ、確実に検診を行い、かつ適切な時間内で検診が終了するよう、関係者が一致協力して検診を行う。